

浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、突発的な経済、社会の変動に対応しうる農業経営展開に必要な事業資金の融資を円滑にし、効率的かつ安定的な農業経営をサポートするため、農業者が農業協同組合から借り受けた農業者支援資金に係る利子の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）及び、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 浜松市内に住所を有し、農業を営む者
- (2) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者
- (3) 補助対象者 農業者支援資金を借り受けた別表第 1 に定める者
- (4) 融資機関 とびあ浜松農業協同組合、三方原開拓農業協同組合、遠州中央農業協同組合又は三ヶ日町農業協同組合
- (5) 農業者支援資金 融資機関が補助対象者に貸し付けた別表第 2 に定める資金

(補助の対象等)

第 3 条 農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金による事業は、次の各号に掲げるものとし、補助の対象、貸付限度額、償還期限及び利子助成の対象は、別表第 1 に定めるものとする。

- (1) 農業生産維持緊急対策資金償還利子助成事業
- (2) 茶凍霜害緊急対策資金利子助成事業
- (3) 台風災害緊急対策資金利子助成事業

2 補助対象者は、市税を完納している者であることとする。

3 補助対象者は、浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこととする。

(貸付実行報告)

第 4 条 融資機関は、農業者支援資金の貸付けを実行したときは、速やかに貸付実行報告書（第 1 号様式）を市長に提出するものとする。

(事務の委任)

第 5 条 補助対象者は、この要綱に基づき制度を取り扱う融資機関に対して、補助金の受領を委任するものとし、当該融資機関に委任状（第 2 号様式）を提出するものとする。

(利子助成率)

第 6 条 市長は、補助対象者が農業者支援資金を借り入れた際に発生する利子に対して、利子を助成する。事業に対する利子助成率は、当該各号に定めるところによる。ただし、当初、貸付決定時の償還期間を経過した当該資金に対しては、利子を助成しない。

- (1) 農業生産維持緊急対策資金償還利子助成事業
当初貸付決定時の利率に対し、年 3.0 パーセントを上限
- (2) 茶凍霜害緊急対策資金利子助成事業
貸付実行時の利率に対し、年 1.1 パーセントを上限
- (3) 台風災害緊急対策資金利子助成事業
貸付実行時の実質貸出利率に対し、年 1.0 パーセントを上限

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、補助対象者が借り入れた農業者支援資金について、融資平均残高（延滞額を除き、計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数で除して得た金額をいう。）に対し、前条で定める助成率を乗じて算出したものとする。

2 前項の場合について計算期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。

(交付の申請手続き)

第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 交付申請書及び実績報告書（第 3 号様式）なお、給与所得者を雇用する事業者については「市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し」を添付すること。

(2) 市税納付・確認同意書（第 4 号様式）

(3) 暴力団排除に関する誓約書（第 5 号様式）

2 利子補助金対象者から委任された貸付金融機関が交付の申請を行う場合の提出書類は次に掲げる書類とする。なお、前項 3 号の書類については本項 1 号の書類をもってその役割を果たすものとする。

(1) 交付申請書及び実績報告書（第 6 号様式）

(2) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(3) 補助対象者の市税納付・確認同意書（第 4 号様式）

(交付の決定及び確定)

第 9 条 市長は、補助金の交付の申請及び実績報告があったときは、これを審査し、当該申請及び実績報告が適当であると認めるときは、その交付を決定するとともに交付額を確定し、決定及び確定通知書（第 7 号様式）により融資機関に通知するものとする。

(請求の手続き)

第 10 条 融資機関は、前条による補助金の交付確定通知書を受領した後 10 日以内に請求書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(細目)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度から平成 32 年度までの補助金について適用する。

別表第 1 (第 2 条第 3 項・第 3 条関係)

補助事業	補助対象者	補助の対象	貸付限度額	償還期限	利子助成の対象
農業生産維持 緊急対策資金 償還利子助成 事業	施設園芸 を営む認 定農業者	融資機関が農業生産活 動維持緊急対策資金と 認めて貸付を決定した 資金 (1) 農業用施設設備資金 (2) 運転資金 (3) 原油高騰に伴う施設 更新、改修	300 万円	5 年以内	平成 18 年度から 20 年度までに融 資機関が補助対 象者に対し貸付 決定を行った農 業者支援資金の 償還利子
茶凍霜害緊急 対策資金利子 助成事業	茶業を営 む農業者	融資機関が茶凍霜害緊 急対策資金と認めて貸 付を決定した資金 (1) 災害によって生じた 被災関係資金 (2) 運転資金 (3) その他茶凍霜害緊急 対策資金として融資 機関が適当と判断し た資金	500 万円	5 年以内	平成 22 年 6 月 1 日から平成 22 年 9 月 20 日までの 期間に融資機関 が補助対象者に 対し払出しを行 った農業者支援 資金の償還利子
台風災害緊急 対策資金利子 助成事業	農業者	融資機関が平成 23 年台 風 15 号の被害に対する 災害緊急対策資金と認 めて貸付を決定した資 金 (1) 農業用施設復旧資金 (2) 営農運転資金	(1)3,000 万円 (2)500 万円	(1)10 年以内 (2)5 年以内	平成 23 年 10 月 3 日から平成 24 年 3 月 30 日までの 期間に融資機関 が補助対象者に 対し払出しを行 った農業者支援 資金の償還利子

別表第 2 (第 2 条第 5 項関係)

補助事業	農業者支援資金	融資機関
農業生産維持緊急対策資金 償還利子助成事業	浜松市重油対策資金	とぴあ浜松農業協同組合
	重油高騰対策資金	三方原開拓農業協同組合
茶凍霜害緊急対策資金 利子助成事業	茶凍霜害災害対策資金	とぴあ浜松農業協同組合
	農業経営支援特別資金	遠州中央農業協同組合
台風災害緊急対策資金 利子助成事業	台風 15 号災害対策資金	とぴあ浜松農業協同組合
	農業者災害緊急対策資金	遠州中央農業協同組合
	J A 災害対策資金	三ヶ日町農業協同組合

第1号様式(第4条関係)

貸付実行報告書

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

所在地
名称

代表者氏名 印

農業者支援資金について、次のとおり貸付けたので報告します。

資金名		
貸付先氏名		
貸付実行日		平成 年 月 日
貸付実行額		円
償還期限		平成 年 月 日
貸付利率		パーセント
償還内容		償還回数 回
初回償還日	初回償還額	円
	2回目以降償還額	円
	平成 年 月 日	平成 年 月 日
約定償還月		
備考		

(注1)「償還内容」欄の償還額について、元利均等償還等により毎回償還額が異なる等で欄が不足する場合には適宜別紙に記載すること。

(注2)農業者支援資金の貸付が証明できる見積書、請求書または明細書の写しを添付すること。

第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

委 任 状

様

住所又は所在地

氏名又は名称 印

私は、平成 年 月 日に申し込みをした農業者支援資金（農業生産維持緊急対策資金・茶凍霜害緊急対策資金・台風災害緊急対策資金）について、借入期間における利子助成金の申請、請求及び受領を、下記の者に委任いたします。

所在地

名 称

第3号様式(第8条関係)

第 号
平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

所在地
名称

代表者氏名 印

交付申請書及び実績報告書

年度浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金(農業生産維持緊急対策資金償還利子助成事業・茶凍霜害緊急対策資金利子助成事業・台風災害緊急対策資金利子助成事業)の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定により申請します。また、第13条の規定により実績報告します。

記

1 事業の目的及び内容

2 交付申請額及び実績報告額

金 円

第4号様式(第8条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 農業振興課

浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金補助対象者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付手続きに伴い、浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助対象者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第6号様式(第8条関係)

(代理受領金融機関用)

年 月 日

(あて先)

浜松市長 氏 名

所在地

名 称

代表者氏名

印

浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

年度〔 〕資金貸付けに係る事業について、利子補助金の交付を受けたいので、次のとおり浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金交付要綱第8条の規定により申請します。また、同第8条の規定により関係書類を添えて実績報告します。

なお、利子助成対象者については、本要綱第5号様式の誓約書の内容について、金融機関としての業務内において確認しております。

記

1 事業名、目的及び内容

2 交付申請額及び実績報告額

金

円

第7号様式（第9条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

氏 名 様

浜松市長 氏 名

補助金の交付について（決定及び確定）

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金（農業生産維持緊急対策資金償還利子助成事業・茶凍霜害緊急対策資金利子助成事業・台風災害緊急対策資金利子助成事業）の交付について、次のとおり条件を付して決定し、確定します。

記

1 交 付 額 金 円

2 交付の条件

- (1) 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- (2) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合には、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (3) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第8号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

(あて先) 浜松市長 氏 名

所在地
名称

代表者氏名 印

請 求 書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって確定のあった
浜松市農業生産維持緊急対策資金償還利子補助金(農業生産維持緊急対策資金償還利子助
成事業・茶凍霜害緊急対策資金利子助成事業・台風災害緊急対策資金利子助成事業)を次
のとおり請求します。

記

1 請 求 額

金 額	百万			千			円

2 口座振替先

口座振込先金融機関名	銀 行 信用金庫	本店 支店
口座種別	1 普通預金 2 当座預金 3 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名称		